

◆芝田 委員 皆さん、おはようございます。公明党の芝田でございます。本日は、NPO法人支援についてと、そしてまた議案で示されております第42号指定管理者の指定について質疑をさせていただきます。

まず最初に、NPO法人支援についてご質問したいというふうに思います。

ご存じのように平成10年の12月に非営利の目的としたこのNPO法人を促進する法律が制定されまして、約10年を経過いたしまして、本市としてどのような支援を今されているのか、また今後の課題について中心に質疑をしたいと思います。まず最初に、本市におけるNPO法人数の推移と現在の法人数はどのようになっているのかお聞かせください。

◎小椋 市民協働担当課長 平成10年12月に施行されました特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法と申しますけれども、この法律に基づいて設立された法人のことをNPO法人と申しますが、この法人数の推移につきまして、当初平成11年度末には6法人でございましたけれども、その後の3年ごとの推移を見ますと、14年度末に51法人、17年度末に151法人、現在は191法人と推移してございます。近年は緩やかな増加になっておりますけれども、その活動の方は着実に各分野に広がりを見せていると考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 昔と違いまして、ちょっとブームは去ったかなというふうに思いますけど、ただ緩やかな増加で、そしてまた活動の範囲は着実に多分野に広がっているということではありますが、そうすれば、このNPO法人格を取得すればどのような利点はその団体に与えられるのかお聞かせください。

◎小椋 市民協働担当課長 NPO法の施行によりまして、比較的簡単な手続で法人格が取得できるようになりました。そしてこのNPO法人格の取得によりまして、任意団体とは異なりまして、契約や不動産登記などの法律行為の主体となることができます。またNPO法に基づく事業報告や会計状況の提出、公開といった義務がございますけれども、その義務を果たすことによりまして、社会的信用、信頼の確保等につながるため、継続して活動することがやりやすくなるというふうに考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。比較的簡易な手続で法人格が取得されるということですが、大阪府が窓口ということですが、やはり、行政、またこういう書類になかなか慣れてない方はまだまだ手続が大変やというような声が我々にも寄せられるわけですが、その議論はまた後にさせていただきますけれども、こういうNPO法人を設立するためには、どのような条件をクリアして、どのような手続を経る必要があるのかお聞かせください。

◎小椋 市民協働担当課長 NPO法人格を取得するための条件につきましてですが、まず活動の目的名の条件といたしましては、営利を目的としないこと、宗教活動や政治活動を主たる目的としないものであること、そしてNPO法に17の活動分野が定められておりますが、この17分野のいずれかに該当する特定非営利活動を行うことが必要とされます。また形式的な要件といたしましては、10人以上の社員を有すること、役員につきましては、理事が3人以上、監事1人以上であることなどの要件を満たすことが求められております。

手続といたしましては、定款や事業計画等の必要書類を準備いたしまして、所管庁である大阪府の認証を受けることが必要であり、その後、法務局で登記することにより成立いたします。以上でございます。

(小西委員長、野里副委員長にかわり委員長席に着く)

◆芝田 委員 NPO法により、都道府県内で活動するNPO法人の所管庁は先ほど言いましたように、また答弁もありましたように大阪府であり、またその知事が所管するわけではありますが、本市におきましては、政令市になりましたけれども、今も大阪府であります。NPO法人関連の事務として設立及び定款の変更の認証、毎年事業報告書や決算書、事業計画書の受け付け、閲覧などがあり、法令違反があった場合の立入検査や改善命令、認

証の取り消しなどを行っておるといふふうに伺っておりますけれども、それでは、本市がNPO法人を支援する意義、メリットについてどのようなものがあるかお聞かせ願いたいと思います。

◎小椋 市民協働担当課長 NPO法人を初めとする市民活動につきましては、市民が自主的に行う活動ではございますが、次の4点、主な4点から行政が支援・促進していく必要があるといふふうに考えております。まず1点目といたしまして、自治・分権社会の創造という視点からいいますと、市民活動の活性化ということは行政への自主的また積極的な参加・参画につながるということが言えると思います。また、2点目に市民活動が公共の領域における適正な役割を担っていくことにより、より質の高いサービスの提供につながるということが考えられます。そして3点目に地域社会の抱えるいろいろな問題がございますけれども、そのような問題に対して柔軟かつ個別性を持った対応がNPOには可能であるということ、そして4点目に市民活動が人と人との連帯意識や信頼のきずなを再生し、互助の必要性を再認識するということにつながっているということが言えると思っております。

これらのことから、市がNPOを支援しつつ、協力、役割分担の形成を図り、また協働を推進していくということがますます不可欠になってきていると考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 4つの点について、市が法人を支援する意義等メリットをお聞かせいただきました。さまざまな地域の課題、そしてまた多分野にわたるいろんな諸課題が現場にはありまして、堺市は政令市になりまして、支所が区役所に昇格いたしまして、市民とより近い形でいろんな問題、また先ほどの質疑がありましたように、区民まちづくり会議も今スタートしているわけですが、そういった中で、4つの点を先ほどの法人を支援する意義を言われましたけれども、ちょっとここでご説明願いたいと思っておりますけれども、2点目に言われました市民活動が公共の領域における適正な役割を担うことにより、より質の高いサービス提供につながると、いわゆるNPO法人がそういう市民活動をするにあたって、公共の領域に入る中で、そういう適正な役割を担うことがいわゆる我々の市民サービスの提供が高くなるというふうなことだと思っております。

また3点目に言われました地域社会の抱える多様な問題に対し、柔軟かつ個別性を持って対応していくことができるというようなことを言われましたけれども、この辺をもう少しわかりやすくご説明願いたいと思っております。

◎小椋 市民協働担当課長 今、委員からご指摘のありました2点目及び3点目でございますけれども、これはもちろん相互に関連しております、現在、よく言われます新しい公共という言葉がございます。これまでは従前、公共サービスといいますと行政が提供して、市民の方はそのサービスを受けるとというのが普通の形ではございましたけれども、今日、市民の方々のニーズ、ご希望というものは本当にいろんな各分野に及んでおりますし、細かくもなっておりますし、また人それぞれによりましてニーズの形も違ってまいります。そういうことから、これまでどおりに行政だけがサービスを提供するというのではとてもすべてのニーズに柔軟におこたえしていくことはできない、そういった柔軟性だとか、またスピードも求められております。そこを市民の方々、特に今はNPOなどで社会的に自分たちも役に立っていきたいということで組織化されている方も多くなってまいりますので、そういう方々と一緒に、その方々のお力もおかりすることによりまして、地域の細かなニーズに対して柔軟な形で迅速に対応することができるということで、特に今新しい公共、そして協働の必要性ということが言われていると思っております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。現場にいろんな知恵があり、また答えがあるというふうに、私の政治信念にもあるわけですし、また今答弁で言われましたように、やはりNPO法人というのは、1つの目的、また主義主張を1つにして、地域のこと、そしてまたいろんな多分野に目標を設定しながら、活動している団体でありますので、そういうことをしっかりと大事に支えていくことが大事ということがよく理解できました。

そしてそうすれば、今でもいろんな支援策をされておりますけども、本市のこういったNPO法人への活動支援の状況と、そして課題についてお聞かせ願いたいと思います。

◎小椋 市民協働担当課長 これまでから本市におきましては、NPO法人を初めとする市民活動団体の自主的な市民活動を促進するための、まず場所の提供といたしまして、市民活動コーナー、市民活動サポートセンター及び区民プラザを設置いたしまして、ミーティングや印刷などが可能な活動の場の提供を行っております。また、その場におきまして、情報の提供、情報発信の支援なども行っております。また市民活動コーナーにおきましては、NPO活動や市民活動の方々の活動の相談やNPO法人の設立に向けての相談なども受けている状況でございます。

また、組織や人材育成のための支援といたしまして講座の開設、財政支援といたしましては、市民活動団体が実施する自主事業に対する事業補助などを行いまして、市民活動の支援に努めてきているところでございます。

ただ、課題といたしましては、多くの団体につきましては、現在市民活動が初動期から成長期に移ってきている状況ではございますが、法人等が自立、継続して活動を行うには、やはりまだ財政基盤が脆弱であるという場合が多く見受けられるという課題がございます。そのために、特にNPO法人に対する支援といたしまして、平成19年度に堺市市民活動支援基金を設立いたしまして、市民や企業等の皆様の寄附金を活用し、基金に登録されたNPO法人が行う公益的な活動に対する助成を行っております。この基金には、現在のところ、191法人のうち、53法人に登録をいただいております。以上でございます。

◆芝田 委員 いろんな支援をされているわけですけども、その中で課題が、いわゆる財政基盤が脆弱ということで、本市も今事業補助を行っておられるということでありまして、そしてまた、昨年度ですね、平成19年度から堺市市民活動支援基金を創設し、市民や企業等の皆様の寄附金を活用しておられるということ等伺いましたけども、ここで財政支援に関して、ちょっと話を中心に進めていきたいと思いますが、昨年からふるさと納税制度がスタートいたしまして、従来、先ほど言いましたように、市民活動支援基金としても財政支援をされているわけですけども、こういったふるさと納税の制度の活用については、本市はどのように取り組んでおられるのかお聞かせください。

◎小椋 市民協働担当課長 昨年の1月以降の個人の方からのご寄附に対しまして、ふるさと納税制度が適用されるようになりまして、現在のところ、財政課の方が把握しております。ふるさと納税専門の用紙による分につきましては391万円ばかりと聞いております。ただ、この堺市市民活動支援基金に対してちょうだいいたしました個人からのご寄附につきましても、ふるさと納税の対象にはなるという形になっておりますので、そちらの方で堺市市民活動支援基金にいただきましたふるさと納税制度の対象となるご寄附につきましては、これまでのところ7件、金額にしまして592万2,000円ございました。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。7件で592万2,000円ということによかったんですね。

◎小椋 市民協働担当課長 ふるさと納税制度の対象となる寄附につきましては、7件、592万2,000円でございます。なお、ご参考に申し上げますと、これまで堺市市民活動支援基金へちょうだいいたしましたご寄附の合計といたしましては、2年間で19件、976万3,877円でございます。以上でございます。

◆芝田 委員 財政、冒頭、私さっきのその前の答弁で、最初、財政が確認しているのは300万ちょっとということで、実際、担当の方で確認されているのがそれより多いということで、この市民活動支援基金と、施行されたのが時期もよく似てまして、その辺の入り口がなかなかまだ整理されてないのかなというふうに思っております。ただ、こういう法人を支える、そしてまた、その課題が財政基盤ということが1つ挙げられているわけですので、こういう今、時流のふるさと納税制度ももっとPRしていただきながら支援をしていただき

いなというふうに思っております。

最後に、要望でありますけれども、このNPO法人を支援することというのは、先ほども言いましたように、市民活動が公共の領域における適正な役割を担うことにより、より質の高いサービス提供につながる、そしてまた地域社会の抱える多様な問題に対して柔軟かつ個別でもって対応していくことができるということで、市民のそういうサービス向上、そしてまた福祉向上にもつながるといふふうに思いますので、いろんな知恵を使いながらより支援をしていただきたいなというふうに思っております。特に財政支援におきましても、先ほども言いましたように、ふるさと納税制度、最大限に活用しながら、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

政令市では京都市が一番納税制度の寄附が多いということで、800万を超えるということで、近々には今現在振り込み等が中心でありますけれども、金融機関の払い込み、また現金書留での払い込みというのは本市の取り組みでありますけれども、京都市の場合は携帯電話等からのインターネットバンキングを使つての振り込みとか、そしてまたクレジットカードによる振り込みも導入されることが近々決定しているそうありますので、そういった意味で、いろんな制度を、いろんな方法を使つて支援をしていただきたいことをお願ひいたしまして、この項目の質問は終わります。

次に、昨年12月の委員会でも、この指定管理者制度についてご質問させていただきました。議案第42号ということで、NTCの指定管理者の指定について質問させていただきますけれども、この指定について、その選定経過及び応募団体の数についてお示しをお願いいたします。

◎山本 NTC推進担当課長 NTCの指定管理候補者の選定経過でございます。

昨年10月22日に開催された選定委員会において募集要項や仕様書等についての審査を行った後、10月27日に募集要項を公表し、施設案内会を経まして、12月15日から19日までの間で応募団体の受け付けを行いました。公募によりました結果、2団体からの応募があり、本年1月14日に開催された選定委員会において、2団体からの提案内容について書類審査を実施し、1月26日開催の選定委員会における面接審査を踏まえまして、ジェイズパークグループを指定管理候補者として選定したものでございます。以上でございます。
◆芝田 委員 このサッカー・ナショナルトレーニングセンターというのは、全国でも注目を集めている、いわゆる施設でありますし、また事業内容もサッカーの公式戦を中心に、施設はそれだけではありません、ご存じのように、サッカーが14面、そしてまたフットサルも8面、そしてまた関連施設としましてクラブハウス、そしてまたサイクリング・ウォーキングロードも併設して、センター広場、スポーツ広場等もあるということであります。そういう大事業の指定管理者を募る中で、この応募団体が2団体というのは、当局としてはどのように把握されておりますか、お聞かせください。

◎山本 NTC推進担当課長 公募によりました結果、複数団体からの応募がございまして、一定の競争性等々も確保された中で、審査を行へたと、そのような形で考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 いやいや、2団体がどうなんかということお聞かせ願ひたいと。

◎山本 NTC推進担当課長 本施設につきましては、全国的にも同種の規模というのが福島にあるJヴィレッジ福島という形になってございます。全国にもなかなか同規模、同種の施設がないという中で、ご提案される応募団体につきましても、なかなかそういった形の事例がないというところで、2団体につきましては、公募によりました結果、2団体、複数団体応募いただいたことについては一定評価したいと考えております。以上でございます

◆芝田 委員 ちょっと質問になかったやつ言いましたんで、申しわけないんですけど、それだけ、今、答弁で言われましたように、施設のこの概要も内容も、やはり前例がないといったらあれですけども、同じような施設はあるんですけども、それよりレクリエーション施設等、また先ほども言いましたような施設も複合的に入っている施設でありますので、そう

いった意味では、二の足を踏まれたのかなという、また実際、やっていけるのかなというのが正直なところかなというふうに思っております。

それで、このジェイズパークグループというグループが指定管理者候補として選定されたわけですが、私も余り聞きなれない企業体だというふうに思うんですけども、簡単にどのようなグループなのかお示し願いたいと思います。

◎山本 NTC推進担当課長 ジェイズパークグループの構成でございます。代表団体といたしまして株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ、構成団体といたしまして関西ユニバーサル株式会社、日本管財株式会社、この3社によります構成に基づきましたグループでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、このNTCのジェイズパークグループの事業提案について、大綱質疑でも我が党の星原議員より質問がありましたので、概要は把握しているつもりなんですけども、再度、この多様な事業提案がなされたというふうに聞いておりますけども、簡潔にお示しを願いたいと思います。

◎山本 NTC推進担当課長 指定管理候補者からは関係団体等との協力関係を構築し、幅広い世代を対象とした各種スポーツ教室や参加型スポーツイベント、健康づくり事業等の実施やサッカー日本代表チームを初め、ジュニアユース世代などの日本代表チームの合宿や大規模大会、各種競技大会の誘致のほか、利用時間の拡大などの利用者サービスの充実、広告事業の積極的な展開など多様な事業提案がなされました。以上でございます。

◆芝田 委員 それではそれを事業提案を具体化する予定についてお示し願いたいと思います。

◎山本 NTC推進担当課長 指定管理者には円滑な施設オープンに向けた準備業務といたしまして、本年7月から開設までの間で、各種事業構築に向けた調整や、市民の方々の利用と日本サッカー協会等による試合の利用スケジュール調整、各種大会や試合の誘致活動などの取り組みを行っていただく予定をしております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。準備期間の取り組みが大変重要になるかというふうに思います。いわゆる、先ほど答弁ありましたように、本年7月から開設まで約8カ月、いわゆるいろんな関係団体とか、そしてまたいろんなソフトの最終的な仕組み、設定まで含めてやっていくわけでありまして、先ほど言いましたように、なかなか大きな施設、またいろんなことが期待もされてますので、やはり失敗はできない、そういった中で、本市としてもかかわっていくべきだというふうに私は前の委員会でも言わせていただいたというふうに思っております。今回も同じように、この調整ですね、また堺市の役割がかなり重要やというように考えておりますので、その辺の円滑な事業構築がどのように図られていくのか本市の取り組みも含めてご答弁をいただきたいと思います。

◎山本 NTC推進担当課長 事業構築に向けた基本的な取り組みでございますが、事業提案に基づき、指定管理者が実施するものでございます。ただ、日本サッカー協会等による3,000試合相当の利用や、日本代表合宿の誘致、海外チームの合宿誘致やスクール事業の展開など、NTCを効果的に活用するための事業構築につきましては。本市と日本サッカー協会、指定管理者の3者によるNTCの活用促進会議を定期的開催し、その場で意見の調整、協議等を図る予定をしております。また、本市のサッカー競技団体である堺サッカー連盟を初め、堺体育協会、堺ホテル協会等と指定管理者との連携において、必要な場合には市といたしましても積極的に調整を図りまして、できるだけ早い時期に効果的な事業構築が図られるよう取り組みを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

◆芝田 委員 よろしく願いをいたします。日本サッカー協会とか、またいろんな団体等の折衝等、またいろいろありますので、また堺市の果たす役割も多いと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、大綱質疑の中で、この事業提案の中で、採用されたポイントとして幾つか答弁の中で注意を引く点がありますので、ここでご紹介をさせていただきたいなというふうに思っ

ております。いわゆる、市民また利用者のニーズに対応する観点から、年中無休や利用時間の拡大、そしてまた利用者サービスの充実や高齢者や障害者の方々の利用促進のための利用料金の割引制度の導入、地域貢献策として高齢者や障害者の方々を含めたスタッフの地元雇用、地場製品の販売など、N T Cの設置目的を達成するために、さまざまな事業提案がなされているということで、かなり踏み込んで、なおかつ聞く我々にとってはありがたい提案で、多分当局もそういう点を考慮されて決定に至ったというふうに思いますので、この辺もですね、アドバルーンだけ上げてですね、実際、何やということのないように、この辺もですね、当局がしっかり監視するといったらあれですけども、そういう点もしっかり事業提案にあったわけですから、その辺確認しながら進めていただきたいなというふうに思います。

ここまでが、いわゆる施設がスタートするまでの準備期間であります。簡単に言えば大丈夫なのかというのが今回の質問するにあたっての、私の動機づけだったわけですから、しっかりこの辺も詰めていただきたい、用意周到、怠りなく、また堺市もしっかり責任を持って進めていただきたいなと思います。

それでは施設開設後、各種事業が円滑に実施されているかどうかについては、どのように確認していくのかお聞かせをください。

◎山本 N T C推進担当課長 施設開設後の各種事業の実施状況の把握、確認につきましては、毎月1回市と指定管理者との間で情報や意見交換、調整を図る会議を行う予定をしております。またこの月間会議におきましては、必要の都度、日本サッカー協会などの関係団体にも参加していただき、事業改善につなげるとともに、利用者の方々の意見やCS調査などによりまして、事業効果の検証にも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 最後の質問ですが、施設の規模や機能から、関係する団体も多く調整にも時間と労力を要するという事は先ほど述べました。N T Cを必ず成功させるために、関係団体との効果的な連携が不可欠であり、市民の方々にも十分利用いただけるような事業構築を確かなものにしていかなければならないと考えております。その点を十分踏まえ、今後、指定管理者との調整にどのように取り組んでいくのかお答えをいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

◎山本 N T C推進担当課長 サッカーを初めとするスポーツレクリエーション活動の振興を図り、市民の方々の健康づくりや青少年の健全育成を図ることはN T Cの設置目的であることから、指定管理者決定後は委員ご指摘の点を十分に踏まえまして、指定管理者との協議・調整に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。